

「環境影響評価及び事後調査に関する技術指針」の改定案

現 行	改 定 案	改定の理由
<p>第1章 総論 (略)</p> <p>第2章 調査、予測、評価及び事後調査の方法</p> <p>第1節 大気質 ～ 第2節 水質・底質 (略)</p> <p>第3節 地下水</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>ア. 地下水質に係る調査項目</p> <p>地下水質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。</p> <p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、<u>塩化ビニルモノマー</u>、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、その他必要な項目</p> <p>イ. 関連調査項目</p> <p>関連調査項目は、対象事業等の種類、規模及び予測、評価における取り扱いを考慮して、次の項目から選定する。</p> <p>地盤の状況</p> <p>土地利用の状況</p> <p>水文、気象の状況</p> <p>発生源の状況 (対象物質の主要発生源の分布状況等)</p> <p>地下水の利用の状況</p> <p>法令による基準等 (水質汚濁防止法等関係法令の規制基準等)</p> <p>(2) 調査地域 ～ (4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 ～ 4 事後調査 (略)</p> <p>第4節 騒音 ～ 第8節 地盤沈下 (略)</p> <p>第9節 土壌汚染</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>ア. 土壌汚染に係る調査項目</p> <p>土壌汚染に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。</p> <p>カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル</p>	<p>第1章 総論 (略)</p> <p>第2章 調査、予測、評価及び事後調査の方法</p> <p>第1節 大気質 ～ 第2節 水質・底質 (略)</p> <p>第3節 地下水</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>ア. 地下水質に係る調査項目</p> <p>地下水質に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び水質汚濁物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。</p> <p>カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふつ素、ほう素、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、その他必要な項目</p> <p>イ. 関連調査項目</p> <p>関連調査項目は、対象事業等の種類、規模及び予測、評価における取り扱いを考慮して、次の項目から選定する。</p> <p>地盤の状況</p> <p>土地利用の状況</p> <p>水文、気象の状況</p> <p>発生源の状況 (対象物質の主要発生源の分布状況等)</p> <p>地下水の利用の状況</p> <p>法令による基準等 (水質汚濁防止法等関係法令の規制基準等)</p> <p>(2) 調査地域 ～ (4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 ～ 4 事後調査 (略)</p> <p>第4節 騒音 ～ 第8節 地盤沈下 (略)</p> <p>第9節 土壌汚染</p> <p>1 現況調査</p> <p>(1) 調査項目</p> <p>ア. 土壌汚染に係る調査項目</p> <p>土壌汚染に係る調査項目は、対象事業等の種類、規模及び汚染物質の排出特性等を考慮して、次の項目から選定する。</p> <p>カドミウム、全シアン、有機燐、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル</p>	<p>地下水の水質汚濁に係る環境基準の改正 (平成29年4月1日施行)</p> <p>・環境基準項目のうち「塩化ビニルモノマー」の項目名が「クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」に変更されたため、技術指針を改正する。</p>

現 行	改 定 案	改定の理由
<p>水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、ダイオキシン類、その他重金属等土壤汚染物質</p> <p>イ. 関連調査項目 関連調査項目は、対象事業等の種類、規模及び予測、評価における取り扱いを考慮して、次の項目から選定する。 (2) 調査地域 ～ (4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 ～ 4 事後調査 (略)</p> <p>第10節 日照障害 ～ 第21節 地球環境 (略)</p> <p>第3章 環境影響評価方法書等の作成 第1節 方法書の作成 ～ 第3節 評価書の作成 (略)</p> <p>第4節 事後調査計画書の作成 事後調査計画書には、評価書に記載した事後調査の方針に基づいて、第2章の事後調査の方法等に基づき具体化させた事後調査の実施方法等を記載する。 なお、事後調査計画書の提出時に、施設等の存在及び施設の供用の段階における事後調査の実施内容が具体化していない場合は、工事の完了前に再度施設等の存在及び施設の供用に係る事後調査計画書を提出するものとする。また、事後調査の内容に変更が生じた場合も同様とする。 記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 事業者の氏名及び住所 2 対象事業の名称 3 対象事業及び環境保全対策の実施予定 事後調査の対象となる工程の実施予定が明らかになるよう対象事業等の建設工事、施設等の存在及び施設の供用の各工程の実施予定及びこれに合わせて実施する環境保全対策の実施予定を記載する。</p> <p>4 事後調査の方法 評価書に記載した事後調査の方針に基づいて具体化させた事後調査の項目、調査地点、調査期間及び頻度、並びに調査(分析)方法について記載するものとする。なお、地方公共団体が行っている環境に係る調査等を事後調査に活用する場合は、その調査等の内容を合わせて記載するものとする。 事後調査の調査地点は、地図を用いて示すこととする。</p>	<p>水銀、PCB、銅、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン、ふっ素、ほう素、1, 4-ジオキサン、ダイオキシン類、その他重金属等土壤汚染物質</p> <p>イ. 関連調査項目 関連調査項目は、対象事業等の種類、規模及び予測、評価における取り扱いを考慮して、次の項目から選定する。 (2) 調査地域 ～ (4) 調査の結果 (略)</p> <p>2 予測 ～ 4 事後調査 (略)</p> <p>第10節 日照障害 ～ 第21節 地球環境 (略)</p> <p>第3章 環境影響評価方法書等の作成 第1節 方法書の作成 ～ 第3節 評価書の作成 (略)</p> <p>第4節 事後調査計画書の作成 事後調査計画書には、評価書に記載した事後調査の方針に基づいて、第2章の事後調査の方法等に基づき具体化させた事後調査の実施方法等を記載する。 なお、事後調査計画書の提出時に、施設等の存在及び施設の供用の段階における事後調査の実施内容が具体化していない場合は、工事の完了前に再度施設等の存在及び施設の供用に係る事後調査計画書を提出するものとする。また、事後調査の内容に変更が生じた場合も同様とする。 記載する事項は、次のとおりとする。</p> <p>1 事業者の氏名及び住所 2 対象事業の名称 3 対象事業及び環境保全対策等の実施予定 事後調査の対象となる工程の実施予定が明らかになるよう対象事業等の建設工事、施設等の存在及び施設の供用の各工程の実施予定、これに合わせて実施する環境保全対策の実施予定及び知事意見に対する事業者見解の措置に基づく実施予定を記載する。</p> <p>4 事後調査の方法 評価書に記載した事後調査の方針に基づいて具体化させた事後調査の項目、調査地点、調査期間及び頻度、並びに調査(分析)方法について記載するものとする。なお、地方公共団体が行っている環境に係る調査等を事後調査に活用する場合は、その調査等の内容を合わせて記載するものとする。 事後調査の調査地点は、地図を用いて示すこととする。</p>	<p>土壤の汚染に係る環境基準の改正 (平成29年4月1日施行) ・環境基準項目に「クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)」及び「1,4-ジオキサン」が追加されたため、技術指針に追加する。</p> <p>知事意見に対する事業者見解の措置に基づく実施状況については、個別に事業者を指導して報告を求めていることから、環境保全対策の実施予定と同様に技術指針に明文化する。</p>

現 行	改 定 案	改定の理由
<p>調査（分析）方法は、調査の対象となる事業工程の内容及び調査地点を勘案して選定した調査（分析）方法を記載するものとする。</p> <p>5 事後調査の結果の記載様式</p> <p>事後調査報告書として事後調査の結果をとりまとめる際のデータの記載様式を記載することとする。</p> <p>データの記載様式は、評価書における現況調査のとりまとめ様式を参考に、調査時における建設工事の状況、施設の稼働の状況等との関係がわかりやすいものとなるよう配慮するものとする。</p> <p>6 事後調査報告書の提出時期</p> <p>事後調査の実施時期を勘案して、事後調査報告書の提出時期を記載するものとする。</p> <p>事後調査報告書の提出時期は、事後調査の項目ごとに記載することとし、調査の実施頻度が1回又は四季調査等の場合は、それぞれの事後調査の結果がまとまり次第提出することとし、通年調査の場合は、原則として毎月提出するものとする。</p> <p>第5節 事後調査報告書の作成</p> <p>事後調査報告書は、事後調査計画書に従って行った事後調査の結果等を記載する。記載する事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者の氏名及び住所 2 対象事業の名称 3 対象事業及び環境保全対策の実施状況 <p>対象事業等の建設工事、施設等の存在及び施設の供用の各工程の実施状況、並びにこれに合わせて実施した評価書に記載の環境保全対策の実施状況及び今後の事業実施予定を記載する。</p> <p>4 事後調査の方法</p> <p>当該事後調査報告書で報告する事後調査の項目、調査地点、調査期間及び頻度、並びに調査（分析）方法を第4節「事後調査計画書の作成」に準じて記載する。</p> <p>5 事後調査の結果と検証</p> <p>事後調査の結果を記載するとともに、事後調査結果を予測の結果又は評価の指針と比較検討することにより、環境影響の程度及び環境保全対策の実効性等を明らかにすることとする。</p> <p>なお、検証の結果、実際の環境影響の程度が予測の結果を上回ると判断した場合には、その原因を解明するとともに、新たな環境保全対策の実施が必要と考えられる場合にはその内容を記載するものとする。</p> <p>附則 (略)</p>	<p>調査（分析）方法は、調査の対象となる事業工程の内容及び調査地点を勘案して選定した調査（分析）方法を記載するものとする。</p> <p>5 事後調査の結果の記載様式</p> <p>事後調査報告書として事後調査の結果をとりまとめる際のデータの記載様式を記載することとする。</p> <p>データの記載様式は、評価書における現況調査のとりまとめ様式を参考に、調査時における建設工事の状況、施設の稼働の状況等との関係がわかりやすいものとなるよう配慮するものとする。</p> <p>6 事後調査報告書の提出時期</p> <p>事後調査の実施時期を勘案して、事後調査報告書の提出時期を記載するものとする。</p> <p>事後調査報告書の提出時期は、事後調査の項目ごとに記載することとし、調査の実施頻度が1回又は四季調査等の場合は、それぞれの事後調査の結果がまとまり次第提出することとし、通年調査の場合は、原則として毎月提出するものとする。</p> <p>第5節 事後調査報告書の作成</p> <p>事後調査報告書は、事後調査計画書に従って行った事後調査の結果等を記載する。記載する事項は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業者の氏名及び住所 2 対象事業の名称 3 対象事業及び環境保全対策等の実施状況 <p>対象事業等の建設工事、施設等の存在及び施設の供用の各工程の実施状況、これに合わせて実施した評価書に記載の環境保全対策の実施状況、知事意見に対する事業者見解の措置に基づく実施状況及び今後の事業実施予定を記載する。</p> <p>4 事後調査の方法</p> <p>当該事後調査報告書で報告する事後調査の項目、調査地点、調査期間及び頻度、並びに調査（分析）方法を第4節「事後調査計画書の作成」に準じて記載する。</p> <p>5 事後調査の結果と検証</p> <p>事後調査の結果を記載するとともに、事後調査結果を予測の結果又は評価の指針と比較検討することにより、環境影響の程度及び環境保全対策の実効性等を明らかにすることとする。</p> <p>なお、検証の結果、実際の環境影響の程度が予測の結果を上回ると判断した場合には、その原因を解明するとともに、新たな環境保全対策の実施が必要と考えられる場合にはその内容を記載するものとする。</p> <p>附則 (略)</p>	<p>知事意見に対する事業者見解の措置に基づく実施状況については、個別に事業者を指導して報告を求めていることから、環境保全対策の実施状況と同様に技術指針に明文化する。</p>